

各府省をまたがる規制・制度改革の推進に向けて

平成21年5月19日

岩田 一 政
張 富 士 夫
三 村 明 夫
吉 川 洋

経済危機克服のための「有識者会合」での有識者からの提案を含め、経済財政諮問会議で、成長力を高める効果の高い省庁横断的な制度や規制、国と地方のはざまで隘路に陥っているものなどを取り上げ、議論を進めるべきである。具体的には、以下のような規制・制度改革が考えられる。

1. 地方による責任ある制度改革の推進

国から地方に権限委譲を進めているが、国と自治体等の狭間に陥り、却って規制改革が進まないケースも見られる。その隘路の原因を分析し、構造改革特区を含め、打開策を講じるべき。

○ 構造改革特区の再活性化

- ・ 実現率の向上(省庁別の成績表(実現率)の公表など)
- ・ 自治体に対するインセンティブの拡充
(地方債の起債の特例(規制改革推進債**の発行)、「頑張る地方応援プログラム」による交付税措置への追加など)

*自治体が規制改革に取り組む際には、利害関係者との調整、規制の執行体制の整備・変更、説明責任等が必要となる。

**同種の取り組みとして、行政改革推進債(行革による将来の財政負担の軽減に対応して発行できる地方債。交付税措置はないが、償還期限は30年。法改正なしで導入されたが、用途は地方財政法5条の建設工事や出資金の範囲内に限定。)がある。規制改革による地域経済の活性化・税収増に対応して発行できる地方債が考えられないか。

(参考) 構造改革特区提案の実現件数は、減少傾向にある。

	H14/7	14/11	15/6	15/11	16/6	16/10	17/6	17/10	18/6	18/10	19/6	19/10	20/6	20/10	(件)
(要望数)	426	651	280	338	652	286	317	276	364	279	400	206	153	132	
特区対応	93	47	19	17	12	6	8	2	4	1	1	2	1	0	
全国対応	111	77	29	33	35	27	9	13	20	4	21	18	10	7	

○ 自治体による「地方版規制改革会議」の設置の要請

*自治体の条例や法律の運用等により事業活動が阻害されるケースについて、苦情・相談を受付

け、改善等の対応を促すよう促す組織を設置するよう自治体に対して要請。

○ 国がガイドライン・通知等で自治体に対して規制改革の実施を要請した事項に関する実施状況の調査・公表（フォローアップ）

例：容積率の緩和*

*昨年 10 月の「生活対策」を受けて、高度な環境対策を行う建築物等に対する容積率特例の活用促進を通知。これを受けて、建築許可基準の改訂が自治体において検討されている。この実施状況の調査結果を踏まえ、追加策（例：都市再生特区の拡大等）を検討。

○ 休暇の地区別分散取得*

*観光庁で検討予定。親の有給休暇と子供の学校の長期休暇の調整が必要となるため、東京都、大阪府、関西、北海道など具体的地域について産学官の協議を開始し、モデルケースづくりを行ってはどうか。なお、フランスでは、大恐慌の際に、バカンス振興による消費拡大策として、連続2週間以上の有給休暇取得をルール化。

○ 地方空港の活性化（空港別・時間帯別の料金の多様化など）

2. 人材や施設・サービスが不足している分野の規制・制度改革

成長力の根幹は人材にある。経済危機後の大構造調整に柔軟に対応できる人材を供給し、また世界から取り込んでいく必要がある。

また、少子高齢化の中で潜在的な需要が大きい医療・介護・保育サービスの分野での供給拡大に向けた規制・制度改革、さらには、相互交流や創発を目指した海外からの高度人材の集積促進等が重要課題である。

○ 医療・介護・子育て分野等、専門職間の役割分担の見直し

（高度専門的な看護師（例えば、NP（ナースプラクティショナー）やCNS（専門看護師））の活用とそれに応じた診療報酬体系上の手当てに取り組むべき）

○ 介護・保育分野における職業能力評価制度の導入

○ 高齢化が急速に進む首都圏自治体等における介護施設等の整備促進

○ 外国高度人材誘致に向けた優遇制度の創設

3. 出口戦略を明確化した制度改革

制度改革に当たっては、実情に応じた緊急支援措置を講じ、移行を円滑化する必要のあるものもある。しかしながら、その場合にも、①改革実行のコミットメント、②実行プロセスの明確化、③履行しない場合のペナルティなどの緊急対応の先にある制度改革の“出口”を明らかにして、制度改革の実効性を高めることが不可欠である。

例：レセプトオンライン化、地デジ導入

4. ITの利用を阻害している規制の見直し

法令の中には、対面を原則とするなど、ITの利用を想定していないものが残存。ITに相応しい新たなルールを整備する必要がある。

例：インターネット医薬品販売、遠隔医療、テレワーク

*薬事法の対面販売原則、医療法の対面診療原則との関係の整理、テレワークの特色に即した柔軟な労働時間規制の整備

5. 成長戦略の実行に際して必要となる規制・制度改革

中長期的な成長戦略の実行に際して必要となる規制・制度改革の実現を強力に進めるべきである。

6. 規制改革会議の後継組織に関する検討の開始

来年3月までの規制改革会議の後継組織について、今後、具体的な検討を行う必要がある。

規制改革の推進について

成長力強化に向けた規制・制度改革の推進

ITの利用を阻害している規制の見直し

平成21年5月19日

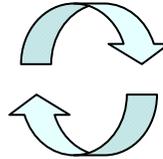
甘利臨時議員提出資料

成長力強化に向けた規制・制度改革の推進

～ 中長期的な成長戦略の実行に際し、規制・制度面での検討を加え、その加速化を図る～

【規制・制度改革の基本的視点】

世界との競争に勝ち抜く(外需の獲得)
国際競争力強化 新たな富(資産)の蓄積
(イノベーションの加速・生産性の向上)



少子高齢化等社会の要請に応える(内需の喚起)
社会的需要増への対応 蓄積された資産の活用
(競争力強化に資する需要の顕在化)

【取組テーマ】

ライフサイエンスなど先端産業分野での規制・制度改革

- ライフサイエンス、環境エネルギーなど先端産業分野の開拓に取り組む事業者が直面する規制・制度面の課題に対応。
- スーパー特区的手法()も活用

特定テーマにつき、地域を限定することなく、資金面と規制・制度面での事業環境改善を並行的に支援

例)「産業革新機構」の支援対象事業者等からの規制改革要望

- * 機構では、次世代を切り拓く企業を育てるべく、オープンイノベーションを具現化する事業に資金供給。
- * こうした事業者等からの規制改革要望があれば、内閣府でこれを受け付け、規制改革会議の協力の下、対応。

< 先行事例 > 先端医療開発特区

プロジェクト公募 (平成20年7～9月)

公募対象 : 再生医療、革新的な医療機器、
バイオ医薬品の開発等

プロジェクト提案 **規制・制度改革要望**

採択課題決定(平成20年11月)

規制改革担当大臣(平成20年10月)

ライフサイエンス分野の規制改革

医療機器の臨床研究用承認制度の創設、医工連携(医者とエンジニアの役割分担)を可能とする規制改革等5テーマを選定

規制改革会議 規制担当省との折衝

規制改革会議第3次答申(平成20年12月)

規制改革推進3か年計画(平成21年3月)

競争力強化に向けての取組に際しては、実証実験等を通じて規制・制度改革の必要性を明らかにしていくことも有効

例) 生活支援ロボット

* 本年度より実用化支援プロジェクトに着手。安全面等も含め、実証実験を予定。

人材育成分野での規制・制度改革

- 成長力の根幹は人材。医療など社会的需要の増大が見込まれる分野での人材の供給拡大や、世界的な構造調整に柔軟に対応できる人材の供給に向けた課題に対応。

例) 医師と他の医療従事者の役割分担の推進

「規制改革推進のための3か年計画」(平成21年3月閣議決定)

「早急に海外の事例について研究を行い、専門性を高めた新しい職種(慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど)の導入について、(中略)その必要性を含め検討する。」【平成20年度検討開始】

「経済危機克服のための有識者会合」における日野原重明聖路加国際病院理事長の提言(平成21年3月)

「医師不足解消のためには、昭和23年から抜本的に改正されていない医師・看護師の役割分担を見直し、(アメリカのように)診断や治療等の一部を看護師に担わせるべき。」

- 構造改革特区なども積極的に活用。

例) 特区を活用した英語教育

- * 群馬県太田市は太田外国語教育特区の認定を受け、構造改革特別区域研究開発学校設置事業として、市と民間が協力し小中高一貫校を設立し、国語等を除く大半の授業を外国人教諭により英語で実施。
- * 構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、平成20年度より教育課程特例校として、全国展開。

ITの利用を阻害している規制の見直し

現状

- 書面の提出・交付等については、これまでに一定の取組・成果()
- しかしながら、対面行為の義務付けなど、ITの利用を想定したものとなっていない規制・制度は、なお残存
- また、デジタル技術など、IT技術の発展を踏まえた対応が必要

IT戦略会議と規制改革委員会が連携して、「電子商取引の促進のための規制改革等諸制度の総点検」を実施(平成12年)

IT書面一括法を制定して(平成12年)、電子的手段を容認

検討課題例

一般用医薬品のインターネット販売

- 改正薬事法(完全施行は平成21年6月)では、一般用医薬品をリスクに応じて3分類し、リスクの高い第1類については「情報提供」を義務とし、第2類については努力義務とした。
- しかしながら、インターネット等を利用した情報提供の在り方については法律上不明確。
- その後、省令により「対面販売」が原則とされ、インターネットを含む郵便販売はリスクが比較的low、情報提供が不要な「第3類医薬品」に限定。

ITを活用した遠隔医療

- 医師法では、「無診断治療等の禁止」が規定されており、ITを利用した遠隔医療は十分に想定されていない(解釈通知により一部緩和)。
- 診療報酬上の評価では、平成20年度の報酬改定で遠隔の「画像診断」が評価されたが、D to D(医師と医師)を原則とし、画像送信側の医療機関のみに算定。

ITを活用したテレワーク(在宅勤務)

- 現行の労働関係法令は、同じ事業所内で同一時間帯に働く労働者を使用者が管理することを想定。
- 在宅勤務については、外勤の営業担当者等に適用される「事業場外労働(労働基準法第38条の2)」の一種として、一定の要件を満たす場合には「みなし労働時間制」を適用。



ITの利用を想定せずに対面行為を義務付けている規制・制度などの総点検を改めて実施する必要

規制改革の重点取組課題

2009年5月19日

規制改革会議

議長 草刈隆郎

規制改革会議 本年度(当会議の最終年度)の集中テーマ

雇用の増進や内需拡大・国際競争力強化に資する成長分野の規制改革

医療TF

保育TF

航空・空港TF

介護TF

農林水産TF

住宅・土地TF

それを支える基盤整備

雇用・労働TF

教育TF

人材育成と過小供給分野の規制・制度改革

人材育成の規制改革

医療

- 医師(特に病院勤務医)不足、診療科の偏在解消のための諸対策の実施
 - 医師とコメディカルの役割分担推進
 - ナースプラクティショナーなどの創設等、医師以外の医療従事者の業務高度化・業務領域拡大により、医師が診療行為に集中できる環境を整備
 - 医師の供給・育成体制の見直し
 - 多様な医師養成ルートや偏在解消に向けた教育・研修・インセンティブと専門医の在り方等も検討
 - 勤務医の勤務環境改善
 - 勤務医の労働条件整備及び診療報酬改定も含めたインセンティブの検討
 - 医療クラーク等の普及促進
 - 医師が診療行為以外の事務作業(カルテ記入・入力等)に要する負担を軽減。併せて雇を増進

制度改革の課題

- 人材育成以外に以下の諸課題が存在
 - レセプトオンライン化を前提とした質の医療の追求
標準的医療の確立・精緻化によるEBM推進
質に基づく支払の導入 等
 - IT時代に相応しい法令整備の必要性
遠隔医療の普及・促進策の実施
医薬品のインターネット販売の体制整備 等
 - 医療機関同士の連携強化
病院への集中緩和、効率的な医療提供に向けた病診連携の推進、総合家庭医の在り方を検討
 - 産業としての医療の高度化
ライフサイエンス分野の規制改革*等、医療イノベーションを促進させるための制度設計

< *規制改革推進のための3か年計画(再改定・抄) >

再生・細胞医療にふさわしい制度を実現するため、自家細胞と他家細胞の違いや、皮膚・角膜・軟骨・免疫細胞などの用途の違いを踏まえながら、**現行の法制度にとらわれることなく**、臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて、産学官の緊密な連携のもとに検討する場を設け、結論を得る。【平成22年度結論】

人材育成と過小供給分野の規制・制度改革

人材育成の規制改革

制度改革の課題

介護

- 介護人材の養成と確保に係る対策の強化
 - 資格要件の在り方の検討
(介護職員基礎研修の内容・時間数の妥当性及び効果検証、資格取得機会の拡大)
 - 介護分野に就業していない有資格者の活用

- 利用者のニーズに応じた施設・在宅サービス供給システムの構築(介護施設にかかるいわゆる「総量規制*」の見直し)
 - * 介護保険事業支援計画に基づき、都道府県が計画以上の施設の指定届出を受理しないことを認める制度
- 事業所毎の人的配置基準の見直し(サービス提供責任者配置基準**の見直し等)
 - ** 訪問介護におけるホームヘルパー10名に1名の管理職の配置を義務付ける基準

保育

- 育児経験を有する者等多様な人材の活用
 - 保育所における保育従事者の要件*の緩和
 - * 有資格者: 認可10割、東京都認証6割以上
 - 家庭的保育者(保育ママ)の要件の緩和
 - 保育士試験の受験要件等の見直し
 - 保育士養成施設等における科目等の見直し

- イコールフッティングによる株式会社等の参入促進(施設整備費補助、運営費の用途範囲、会計基準等)
- 保育所の最低基準の見直し(面積基準、児童の人数に応じた職員の配置基準、調理室の必置規制等)
- 家庭的保育の実施基準・ガイドラインの適切な策定(実施場所・設備基準、体制整備、安全対策等)

構造改革特区制度の再活性化に向けて

特区制度創設の経緯

平成14年4月 **総合規制改革会議**が「規制改革特区的手法の検討」を分野横断的なテーマに設定
「全国一律の規制について、地域の特性等に応じて特例的な規制を適用すること、あるいは、一定の規制を試行的に特定地域に限って緩和することなどを検討。」

平成14年7月 **総合規制改革会議**の「中間取りまとめ」に「規制改革特区」が盛り込まれる

「規制改革特区」については、「実験的手法」と位置づけるが、かならずしも地域的概念のみならず、特例事業・モデル事業といった個別事業ベースでの概念も考慮すべき。」

平成14年12月 **構造改革特別区域法**成立

「この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより…経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り…。」(第1条)

平成15年12月 **総合規制改革会議**の「第3次答申」に「構造改革特区等による官製市場改革の推進」が盛り込まれる

「特区制度は…地域を限定して…「社会的実験」を…行うもので…概して相当な規模を有する官製市場の改革に当たり…極めて有効な手段…。」

規制改革の一層の推進のため構造改革特区制度の再活性化は重要

今後の課題

民間人からなる評価・調査委員会が主導する体制への転換（戦略的な案件採択及び重要事項の調査審議）

規制改革会議との一層の連携強化